

大竹市告示第52号

大竹市迷惑電話防止機能付電話機等購入費補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年3月29日

大竹市長 入山 欣郎

大竹市迷惑電話防止機能付電話機等購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内事業者と連携し、市内における特殊詐欺及び悪質な電話勧誘販売による消費者被害を未然に防止する効果が期待できる迷惑電話防止機能を有する電話機及び機器（以下「電話機等」という。）を購入する費用に対し、予算の範囲内において大竹市迷惑電話防止機能付電話機等購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、大竹市補助金等交付規則（昭和48年大竹市規則第37号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 特殊詐欺 電話その他の通信手段を用いて、指定した預貯金口座に現金を振り込ませる等の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪被害をいう。

(2) 電話機等 次のいずれかの機能を有するものをいう。

ア 電話機の呼び出し音が鳴る前及び着信時に、当該電話機の電話番号に架電したものに対し、自動で通話内容を録音する旨の警告メッセージを流した後、通話内容を録音する機能を有する特殊詐欺を防止するための固定電話機又は固定電話機に取り付ける機器で、市長が認めたもの

イ 迷惑電話番号データベース（警察、自治体等から提供された迷惑電話番号のデータベースであって、着信拒否を判別するための電話番号情報が逐次蓄積されるものをいう。）に登録された情報により、迷惑電話番号からの架電を自動判別して着信を拒否し、又はランプ等で警告表示する機能を有する機器で、市長が認めたもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 本市の住民基本台帳に記載されている者であること。

(2) 申請を行う日において、満65歳以上の者のみで構成される世帯であ

ること。

(3) 世帯員全員が大竹市暴力団排除条例（平成24年大竹市条例第3号）第2条第1号、第2号及び第3号に規定する者又はこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。

(4) 世帯員全員が市税を滞納していないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、電話機等の購入に要する費用（市内の店舗で購入したもの（通信販売は除く。）に限り、設置費は除く。）とする。

2 補助金の交付回数は、1世帯につき1回限りとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の2分の1以内（当該額に100円未満の端数があるときは、端数を切り捨てた額）とし、1万円を上限とする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大竹市迷惑電話防止機能付電話機等購入費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。）に次の書類を添えて、市長が別に定める期日までに提出しなければならない。

(1) 電話機等の購入時の領収書（申請者の氏名、購入した電話機等の品名、電話機等を購入した事業者名及び電話機等を購入した日付の記載があるもの）

(2) 購入した電話機等のカタログ又は取扱説明書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定により補助金交付の申請があったときは、その内容を審査の上、適正と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に対し、大竹市迷惑電話防止機能付電話機等購入費補助金交付決定兼確定通知書（様式第2号）により、その結果を当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定をするに当たり、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定により助成金の交付を決定した時は、申請書兼請求書に記載された申請者の口座に補助金を振り込むものとする。

4 第1項に規定する審査において、助成金の交付要件に適合しないと認めるときは、助成金の不交付を決定し、大竹市迷惑電話防止機能付電話機等購入

費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当したときは、当該申請者に対する交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- （1） 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき。
- （2） 前号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが不適當であると認めるとき。
- （3） この要綱の規定に違反したとき。

（補助金の返還）

第9条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消したときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

（使用状況の調査）

第10条 市長は、必要と認めるときは、補助金の交付を受けた電話機等の使用状況等について調査することができる。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

大 竹 市 長 様

(申請者)

住 所 :

氏 名 :

生年月日 : 年 月 日 ( 歳)

電話番号

大竹市迷惑電話防止機能付電話機等購入費補助金交付申請書兼請求書

私の世帯は、満65歳以上の者のみで構成される世帯であり、次のとおり迷惑電話防止機能付電話機等を購入したので、産業振興課職員が住民基本台帳及び申請者を含む世帯全員の市税の納付状況を確認することに同意し、次のとおり補助金の交付申請を行い、次の補助金申請額が交付決定されたときは、交付決定日をもって請求します。

同居する世帯員の状況 ※枠が不足する場合は別紙に記載ください	名	前	生 年 月 日	市 税 の 納 付 状 況 ※滞納がない場合は、0を記入ください。
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
購 入 品 名	メーカー : _____ / 品番 : _____			
	品名 : _____			
購 入 価 格				円 (税込み)
補 助 金 申 請 ・ 請 求 の 額 ※ 購 入 金 額 の 1/2 (100 円 未 満 切 り 捨 て)				00円(上限10,000円)

(添付書類) 領収書の写し (レシートは不可)、カタログ又は取扱説明書の写し、通帳の写し

【振込口座】

金融機関名				支店名			
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 貯蓄 <input type="checkbox"/> 当座    (該当項目に「レ」印を記入)						
口座番号 (銀行・右づめ)							
(フリガナ)							
口座名義人							

※本人口座名義欄の名字と名前の間は、1マス空けてください。

年 月 日

様

大竹市長

大竹市迷惑電話防止機能付電話機等購入費補助金交付決定兼確定通知書

年 月 日付けで交付申請書兼請求書の提出のあった大竹市迷惑電話防止機能付電話機等購入費補助金につきましては、次のとおり交付することに決定しましたので、大竹市迷惑電話防止機能付電話機等購入費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

・ 交付決定額（確定額） ..... 円

・ 交付予定日 ..... 年 月 日

※交付予定日と異なる日に入金する場合があります。

・ 交付条件

（1）大竹市補助金等交付規則を遵守してください。

（2）補助金交付の対象となった電話機等を他人に転売、譲渡、又は目的に反して使用しないでください。

（3）市が行う調査（アンケート等）又は資料の提出の求めがあった場合は、ご対応をお願いします。

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

様

大竹市長

大竹市迷惑電話防止機能付電話機等購入費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請書兼請求書の提出のあった大竹市迷惑電話防止機能付電話機等購入費補助金につきましては、次の理由により不交付に決定しましたので、大竹市迷惑電話防止機能付電話機等購入費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

- ・ 不交付決定理由